

## 仕 様 書

### 1 件名

中野区子育て短期支援事業等委託（基本契約）

### 2 事業目的

本事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に、施設等において、一定期間、養育・保護その他の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

なお、事業開始日は令和7年10月1日とする。

### 4 履行場所

中野区指定箇所

ただし、中野区都市計画マスタープランにおける地域区分（7地域）のうち、「中央部地域」及び「中東部地域」での事業実施に努めるものとする。なお、所在地の町名は「中野、中央、上高田、新井、本町、東中野」のいずれかに限る。

### 5 委託事項

本契約の委託事項は以下の4種類とする。なお、うち（1）、（2）を総称して「子どもショートステイ事業」という。

（1）一般家庭を対象とした子どもショートステイ事業（以下「一般ショートステイ事業」という。）

保護者による児童の養育が一時的に困難な場合、宿泊を伴って児童の預かりを行うものとする。

（2）要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業（以下「要支援ショートステイ事業」という。）

保護者の強い育児疲れ若しくは育児不安又は不適切な養育状態により児童への虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童の養育を行うとともに、生活指導、発達及び行動の観察並びに保護者への支援を行うものとする。

（3）夜間養護等事業（以下「トワイライトステイ事業」という。）

保護者が仕事、病気等の理由により、夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難となり、かつ、同居の親族のうち当該児童を養育することができる者がいない場合に、児童の預かりを行うものとする。

（4）要保護児童等一時保護委託（以下「一時保護委託」という。）

中野区児童相談所が実施する要保護児童等の一時保護委託を受けるものとする。

## 6 業務内容等

### (1) 一般ショートステイ事業

#### ① 利用対象者

次項②に記載の利用要件を満たし、区が利用を承認した次の者とする。

ア 2歳以上で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 中野区の東日本大震災等の被災者支援の対象者で、現に中野区内に居住し、一時的に養護を必要とする家庭の児童（以下「被災児童等」という。）

#### ② 利用要件

区内に居住し、次のいずれかに該当する家庭の児童又は親子等とする。

ア 保護者が入院又は出産する場合

イ 保護者が仕事の都合で出張する場合

ウ 保護者が親族の看護をする場合

エ 保護者の疾病

オ 保護者の休息

カ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

キ レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると区が認めた場合

ク その他やむを得ない事由により児童を養育することが一時的に困難な場合

#### ③ 業務内容

ア 一般ショートステイ事業の利用申込の受付（原則、利用期間の末日の1か月前から利用開始日の3日前まで）

イ 利用者の利用に係る区及び利用者との連絡調整

ウ 必要に応じた利用者との面接

エ 食事の提供その他児童の身の回りの世話

オ 児童の心身の発達に合わせた遊び、運動及び学習を行う機会の提供

カ 児童の通園又は通学に係る援助

キ 実施施設と保育園等との間の児童の送迎

ク 利用者負担等に係る料金の徴収

ケ その他区が必要と認める事項

### (2) 要支援ショートステイ事業

#### ① 利用対象者

次項②に記載の利用要件を満たし、区が利用を承認した次の者とする。

ア 2歳以上で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 被災児童等

#### ② 利用要件

区内に居住し、次のいずれかに該当し、かつ当該児童の生活指導並びに発達及び行動の観察、保護者への支援等が必要である者とする。

- ア 保護者の強い育児疲れ、育児不安等により身体上又は精神上的の課題があること。
- イ 不適切な養育状態にある家庭等であり、虐待のおそれ、リスク等があること。

### ③ 業務内容

以下の項目を行うこと。特に、区の作成する支援プログラムについては、ケ（ア）～（キ）に掲げる取組等を実施するものとする。

- ア 要支援ショートステイ事業の利用申込の受付（原則、利用期間の末日の2か月前から利用開始当日まで）
- イ 利用者の利用に係る区及び利用者との連絡調整
- ウ 必要に応じて利用者との面接
- エ 食事の提供その他児童の身の回りの世話
- オ 児童の心身の発達に合わせた遊び、運動及び学習を行う機会の提供
- カ 児童の通園又は通学に係る援助
- キ 実施施設と保育園等との間の児童の送迎
- ク 利用者負担等に係る料金の徴収
- ケ 支援プログラムの実施
  - （ア）児童の養育、生活指導並びに発達及び行動の観察又はそのコーディネート
  - （イ）支援プログラムの進行管理
  - （ウ）区及び児童が通う保育施設等の連絡調整
  - （エ）児童の特性等に応じた養育に関する保護者への助言及び利用期間中の保護者及び児童の面会支援
  - （オ）各取組等の実施状況の報告書の提出
  - （カ）中野区要保護児童対策地域協議会で実施する個別ケース検討会議への出席など、必要に応じたアフターケア
  - （キ）その他区が必要と認める事項
- コ その他区が必要と認める事項

### (3) トワイライトステイ事業

#### ① 利用対象者

次項②に記載の利用要件を満たし、区が利用を承認した次の者とする。

- ア 2歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- イ 被災児童等

#### ② 利用要件

区内に居住し、次のいずれかに該当する家庭の児童とする。

- ア 保護者が居宅外で就労するとき
- イ 保護者が居宅内で児童から離れて就労するとき
- ウ 保護者が病気、出産等のため入院、又は通院するとき
- エ 保護者が親族を介護し、又は看護するとき
- オ 保護者が冠婚葬祭に出席するとき

カ 上記アからオまでに掲げる事項に準ずる場合として、区が認めたとき

③ 業務内容

ア トワイライトステイ事業の利用申込の受付（原則、利用期間の末日の1か月前から利用開始日の3日前まで）

イ 利用者の利用に係る区及び利用者との連絡調整

ウ 必要に応じて利用者との面接

エ 食事の提供その他児童の世話

オ 実施施設と保育園等との間の児童の送迎

カ 利用者負担等に係る料金の徴収

キ その他区が必要と認める事項

(4) 一時保護委託

① 対象者

区内に居住する要保護児童であって、中野区児童相談所長が当該児童の一時保護を行うことが必要であると認めた者のうち、次のいずれも満たす者とする。

ア 2歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 健康であること

② 実施要件

実施施設の部屋に空きがあり、かつ、実施施設において当該要保護児童の一時保護を実施する体制をとることができること。

③ 業務内容

ア 食事の提供その他児童の身の回りの世話

イ その他区が必要と認める事項

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) ショートステイ支援員の配置

受託者は、要支援ショートステイ事業を実施するにあたり、次の要件を満たす者をショートステイ支援員として1名以上配置するものとする。

① 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する職員、又は子育て支援員の研修を受講した職員のうち、1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上である者

② 児童の養育の経験を有する者であること。

(2) 子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施する際、障害等により一定の配慮を要する児童については、事前面接等において、当該児童の状態を把握のうえ、受入れ体制が整った状態での預かりとすること。

(3) 一般ショートステイ事業において、6(1)②に定める利用要件のうち、ア及びイの要件の場合について、要件に該当することを確認できる書類の提出がある場合は、利用期間の末日の1か月前より早い利用申込の受付を可能とする。

- (4) 子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の利用開始日2日前以降、当日までに利用調整がある場合は、児童の安全を第一に考え、受入れ体制が整った状態での預かりとすること。
- (5) 子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施する日において、利用する児童が次のいずれかに該当し、利用が困難であると判断するときは、事業の利用をさせないものとする。
  - ① 感染症の疾病その他の疾患の場合
  - ② 極度の多動性、突発的行動のある場合
  - ③ 常時介護を要する場合
  - ④ 自他の安全を損なう行動癖がある場合
  - ⑤ 複雑かつ専門的な看護及び処置を必要とする場合
  - ⑥ その他、区が実施施設の利用を不相当と認めた場合
- (6) 一時保護を行っている要保護児童について、健康状態その他の理由により一時保護を実施することが困難と認めるときは、区に対しその旨を通知し、対応を協議すること。
- (7) 子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施にあたり、利用を承認した時間を超えた利用があった場合において、30分を超過した場合、下記8に定める利用期間から1日を減ずるものとする。
- (8) 受託者は、区と協力して事業周知に取り組むこと。

## 8 利用期間

利用期間は、各事業について以下のとおりとする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一般ショートステイ事業  
1回の利用につき7日以内。ただし、年度内で24日を上限とする。
- (2) 要支援ショートステイ事業  
1回の利用につき14日以内。ただし、年度内で62日を上限とする。
- (3) トワイライトステイ事業  
日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く、午後5時から午後10時までのうち、区が利用を承認した時間とし、1月につき5日間以内とする。
- (4) 一時保護委託  
原則、一時保護委託を開始した日から2か月を超えない期間までとする。

## 9 利用上限

1日4名までとする。

ただし、トワイライトステイ事業については1日につき2名、一時保護委託については1日につき原則1名とする。

なお、緊急等対応が必要な場合において、体制が整っている場合には利用上限を超えての受け入れも可能とする。

## 10 委託経費等

委託経費は、基本運営経費及び利用実績経費とする。

(1) 基本運営経費は、当事業を実施するにあたり必要な人件費（常勤・非常勤含む）、事務費、及び実施場所の賃料を含むものとし、区の負担として区が支払う。

(2) 利用実績経費は、下記 11 及び次に定める額を区及び利用者で負担するものとする。この場合において、利用者区分は区が指定するものとする。

### ① 一般ショートステイ事業及び要支援ショートステイ事業

ア 1人1日（午前0時を超過するにつき日数加算）当たりの料金単価を5,000円とし、利用日数を乗じて得た額を利用者区分に応じて区と利用者で負担するものとする。

ただし、被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く。）については、区が負担するものとする。

イ 利用日数には、利用予定日前日の午後5時以降の利用取消し等をした場合に利用したとみなして加算する1日分を含むものとする。

ウ 利用期間中に児童の健康状態その他の事由により施設の判断において利用を取消す場合は、実際に利用した日数分とする。

エ 一般ショートステイ事業において、業務内容に含まれる児童の送迎に要する料金は、児童1人片道1回の料金を500円とし、利用者の負担とする。

ただし、被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く。）及び利用者が里親である場合については、区が負担するものとする。

オ 要支援ショートステイ事業において、業務内容に含まれる児童の送迎に要する料金は、児童1人片道1回の料金を500円とし、区の負担とする。

カ 利用者に対して提供した食事等経費は、利用実績経費に含まれる。

### ② トワイライトステイ事業

ア 1人利用1回当たりの額を2,000円とし、利用者区分に応じて区と利用者で負担するものとする。

ただし、被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く。）については、区が負担するものとする。

イ 利用日数には、利用予定日前日の午後5時以降の利用取消し等をした場合に利用したとみなして加算する1回分を含むものとする。

ウ 業務内容に含まれる児童の送迎に要する料金は、児童1人1回の料金を500円とし、利用者の負担とする。

ただし、被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く。）については、区が負担するものとする。

エ 利用者に対し提供した食事に係る経費は、利用実績経費に含まれる。

### ③ 一時保護委託

利用実績経費は、要保護児童1人1泊当たり6,000円とし、区が支弁する。

11 利用実績経費の負担区分及び金額

(1) 一般ショートステイ事業 (1人1日当たり)

利用者区分	区負担額	利用者負担額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く）</li> <li>・児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童を委託されている里親</li> </ul>	5,000円	0円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯</li> <li>・ひとり親世帯</li> </ul>	4,500円	500円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税課税世帯</li> </ul>	3,500円	1,500円

(2) 要支援ショートステイ事業 (1人1日当たり)

利用者区分	区負担額	利用者負担額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く）</li> <li>・児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童を委託されている里親</li> <li>・住民税非課税世帯</li> <li>・ひとり親世帯</li> <li>・住民税課税世帯</li> </ul>	5,000円	0円

(3) トワイライトステイ事業（1人利用1回当たり）

利用者区分	区負担額	利用者負担額
・生活保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び被災児童等がいる世帯（利用者負担が区民同様とされる世帯を除く） ・児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童を委託されている里親 ・住民税非課税世帯 ・住民税課税世帯	0円	2,000円
・ひとり親世帯	1,000円	1,000円

12 利用者負担金等の徴収

受託者は、前記10及び11で定める利用者自己負担金等について、期限を定めて利用者から徴収するものとし、当該徴収金は、受託者の収入とする。

13 利用状況等実績報告の作成及び提出

受託者は、業務実施の各月末日以降速やかに（3月については同月末日に）、利用者の状況等記録をした実績報告書を作成し、区に提出すること。

14 委託料の支払

委託料の支払いは、上記3で定める事業開始後の月払いとし、前記13の実績報告書等に基づき検査を行い、検査合格の後、正当な請求があった日から30日以内に、当該月分の委託料を支払う。

15 組織体制書類の作成及び提出

受託者は、契約締結後速やかに本委託業務に関する次の書類を区に提出すること。また、変更があった場合も同様に、変更後直ちに名簿を区へ届け出ること。

- (1) 各業務の責任者及び従事者名簿
- (2) 組織体制
- (3) 施設概要

16 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守すること。
- (2) 利用可否にかかる疑義等が発生した場合や事故等の緊急対応については、区に報告をすると共に区の助言、指導に従わなければならない。

(3) 本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

## 17 危機管理に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たり、次の事項に留意すること。

### (1) 情報資産の取り扱い

情報資産の取り扱いについては、別紙「情報資産を取り扱う業務委託契約事項」を遵守すること。

### (2) 事件・事故の取り扱い

受託者は、本事業に関する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じるとともに、万が一事故が発生した際には真摯に対応できる体制を整えること。また、事故等が発生した場合は、直ちに区に報告すること。

### (3) 災害時等への対応

災害の発生又は感染症の流行等により、本事業の実施が困難な状況となった場合は、別途区と十分な協議のうえ、その解決に努めること。

## 18 損害賠償

業務の履行上、受託者の故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において相手方と交渉し、その損害を賠償すること。

## 19 報告と実地調査

区は、必要と認めるときは、いつでも受託者から報告を求め、また区の職員を実施施設に派遣して実地検査させるものとし、受託者はこれに協力すること。検査の結果、改善を要すると認める事項があったときは、区は受託者に対し必要な指導を行うことができる。

## 20 権利の譲渡等及び一括再委託の禁止

(1) 受託者は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ区の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 受託者は、この契約に基づく業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ区の承諾を得たときは、この限りでない。

## 21 環境負担の少ない物品等の調達（グリーン購入）の推進について

区は、「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、環境負荷の少ない物品等の調達（グリーン購入）の推進を図っている。

そのため、中野区ホームページ「中野区役所におけるグリーン購入の推進について」に基づき、物

品の購入、印刷等を行うこと。

## 22 協議

この仕様書に規定するもののほか、業務内容等について疑義が生じたときは、区及び受託者との協議のうえ決定することとする。

## 別紙 情報資産を取り扱う業務委託契約事項

### 1 情報セキュリティ体制の整備

以下を整備し、区へ関係する文書を提出すること。

(1) 受託者は、区に対して本契約の履行に関する責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出ること。

区が、作業従事者に身分証明書の提示を求めた際は速やかに提示ができるようにすること。

(2) 受託者は、情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制、対応方法について明示すること。

(3) 受託者は、作業従事者に対し情報セキュリティ対策について教育を行うこと。区が求めた場合は、教育の記録を提示すること。

(4) 受託者は、区と協議のうえ、作業従事者ごとの作業場所、業務、情報資産等のアクセス制限を定めること。

(5) 受託者は、第三者が提供するサービスを利用している場合、サービスレベルの達成状況及びセキュリティ上の要求事項が適切に実行されていることを監査または検査などで確認し、区に報告すること。

### 2 情報資産の取り扱い

#### (1) 取り扱い

受託者は、区が決定した情報資産の分類に基づき、区と同様に情報資産の取り扱いを行うこと。

ア 情報資産の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止すること。

イ 業務上必要のない情報資産を作成しないこと。

ウ 情報資産を必要以上に複製及び配布しないこと。

エ 業務以外の目的に情報資産を利用しないこと。

オ 区が決定した情報資産分類の価値が高い情報資産は、施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

その他の情報資産は、必要に応じて施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

#### (2) 搬出入

受託者は、区が提供した情報資産の搬出入が必要な時には、事前に区の承認を得ること。

また、情報資産の暗号化等の技術を活用し、盗難、不正コピー等の防止を厳重に実施すること。

#### (3) 記録

区が提供した情報資産の内容及び交換・持ち出し等の履歴に関しては記録すること。

#### (4) 記録媒体の制限

受託者は、区が提供した情報資産の不正な持ち出しや不適切な情報の混入を防止するため、業務に使用する記録媒体を制限すること。

(5) 区が提供した情報資産の返還・廃棄

受託者は、区が提供した情報資産等について本契約終了後、速やかに区に返却するか、消去又は廃棄してその旨を書面で報告すること。

(6) 記録媒体等の修理・廃棄

受託者は、区が提供した情報資産が含まれる記録媒体を有する機器を修理・廃棄する必要性が生じた場合は、事前に内容を消去できる場合を除き修理又は廃棄事業者と機密保持義務を設けるとともに、廃棄時は情報資産の磁気破壊装置や消去専用ソフトによる消去、または物理的破壊等を行い、その旨を書面で報告すること。

(7) 情報機器の持ち込み

受託者は、業務履行のため受託者が所有する業務用パソコン等の情報機器を区の機密区域及び業務区域に持ち込む必要がある場合は、文書をもって区の承認を受けること。また、持ち込み機器を区の機器もしくはネットワークと接続する必要がある場合については、区の情報セキュリティ対策に準じた対策を図り、その対策内容を提出して承認を得ること。

3 守秘義務

受託者は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、第三者に開示・提供・漏えいしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

4 区による監査・検査

区が、受託者に対して本契約内容における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う際に、受託者は、区の情報システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力すること。

5 情報セキュリティインシデント発生時の対応

受託者は、個人情報の漏えい、紛失、盗難、誤送信等の事故が発生し、又はそれらの疑いがあるときは、適切な措置を取るとともに、至急、区に報告すること。

また、区が情報セキュリティインシデントについて公表する際は協力すること。